

第24期第10回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和3年5月12日(水)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1903会議室
- 3 出席委員 相原和彦、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、尾崎賀一、  
木村隆昭、篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、西貝孝之、半田保之、  
増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計14名
- 4 欠席委員 石手啓夫、加藤和雄 計2名
- 5 議 案
  - (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第1・2号)
  - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第3～5号)
  - (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第6～14号)
  - (4) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について (第15号)
  - (5) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第16号)
  - (6) 生産緑地地区指定申請地の農地等の認定について (第17号)
- 6 報 告
  - (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
  - (2) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 そ の 他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより第24期第10回練馬区農業委員会総会を開催いたします。

引き続き緊急事態宣言中ではありますが、感染予防対策を徹底したうえで、本日の総会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

事 務 局 ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は石手啓夫委員、加藤和雄委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、井之口喜實夫委員と榎本重恭委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和3年3月26日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。については、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

**【申請者、土地所有者、所在などについて説明】**

引き続きご説明いたします。別冊資料のインデックス3をお開きください。自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借する場合の練馬区での流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、その後担当委員の現地確認調査を行いました。現在は、表の一番下、総会での判断の部分です。続いてインデックス3の4ペ

ージをお願いします。今回の申請者は常時従事する個人ですので、認定要件のうち①都市農業機能発揮要件、②地域との調和要件、③全部効率利用要件の3つを満たす必要があります。議案の4ページをお願いします。

4ページから7ページが事業計画の認定申請書です。2 賃借権等の設定を受ける都市農地の賃借期間の始期は認定を受けた日から、期間は3年間です。5ページをお願いします。3 都市農地における耕作事業の内容は、生産した農作物等のほぼ全てを、農地のある区市や近接している区市等で販売する。露地野菜を栽培し、区内の直売所およびマルシェ、庭先、契約スーパー等で販売する。一部、加工品や、幼稚園等の農業体験収穫体験に利用する予定とのことです。申請者と所有者の役割は、表の下に記載があります。6ページをお願いします。4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。申請者の年間従事日数は、現状350日、賃借権等の設定後351日です。

II 選択項目です。申請者はこの常時従事すると認められる個人に該当することから、記載が必要な項目は5-1、5-2及び6となります。5-1 申請者が現に所有権ならびに使用および収益を目的とする権利を有している農地の利用状況です。自作地が8,015㎡、内訳は畑8,015㎡です。貸付地が1,330㎡、内訳は畑1,330㎡です。5-2 申請者の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況です。(1) 作付作物、作物別の作付面積です。権利取得後は、畑9,961㎡で野菜を作付けします。7ページをお願いします。(2) 大農機具はトラクター1台、ユンボ1台です。(3) 農作業に従事する者です。①申請者本人の農作業経験は12年です。②申請者本人以外の常時労働力は4人、農作業歴は70年、45年、30年、5年です。増員の予定はありません。③臨時雇用は現在2名です。1名増員予定です。臨時雇用は練馬区農の学校を修了した農サポーターです。④申請者の

住所地と借り受ける土地との距離は車で15分です。6 周辺地域との関係です。周辺の農地への農業上の利用による影響はありません。また農薬の使用方法については、農薬ラベル記載の最新の防除基準に従います。

8 ページから11ページは農地賃貸借契約書です。年間の賃借料は20,000円です。12ページは貸借地における営農計画ですのでお目通しください。

2 ページにお戻りください。事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 4月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

貸借地には、以前サツマイモが植えられていましたが、すでにネギ、キャベツ、サトイモが作付けされ、今後はトウモロコシ等を作付けするとのことです。

労働力は本人以外に、祖母、父、母と練馬区農の学校を修了した農サポーターの方も一緒に農作業をするとのことです。

販売については現在の庭先販売やスーパーへの販売に加え、今後幼稚園等への収穫体験も検討しているとのことです。

所有者は、本件農地の近隣にも農地を持っており、そちらと合わせて見回りを行うとのことです。

現地調査の後、申請者の所有している農地の調査にも行ってきました。8,015㎡の畑で、ブロッコリー、レタス、リーフレタス等の露地野菜を栽培しており、下草等は生えておらず、綺麗に管理されていました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。令和3年4月1日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。については、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

**【申請者、土地所有者、申請地の所在などについて説明】**

引き続きご説明いたします。本件も、自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借する場合にあたります。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、その後担当委員の現地確認調査を行いました。別冊資料の、インデックス3の4ページをお願いします。

申請者は農地所有適格法人に該当しない法人ですので、認定要件のうち①から⑥を満たす必要があります。議案の16ページをお願いします。16ページから22ページが事業計画の認定申請書です。2 賃借権等の設定を受ける都市農地の貸借期間の始期は令和3年4月1日からで、期間は2年間です。17ページをお願いします。3 都市農地における耕作事業の内容は、果樹を栽培し、区内の直売所および庭先にて販売する。また、もぎ取りによる収穫体験を実施することです。申請者と所有者の役割は、表の下に記載があります。

18ページをお願いします。4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。申請者の年間従事日数は、現状150日、賃借権等の設定後も150日です。

Ⅱ 選択項目です。申請者はオのア及びウ以外の法人に該当することから、記載が必要な項目は5-1、5-2、6、7および8となります。5-1 申請者が現に所有権ならびに使用および収益を目的とする権利を有している農地の利用状況です。申請者が使用および収益を目的とする権利を有している農地面積は6,731㎡、内訳は樹園地6,731㎡です。5-2 申請者の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況です。(1) 作付作物、作物別の作付面積です。権利取得後は、樹園地計6,731㎡で果物を作付けします。19ページをお願いします。(2) 大農機具はトラクター1台、粉砕機1台です。(3) 農作業に従事する者です。②申請者本人以外の常時労働力は3人、農作業歴は2年6か月、5年、3年です。増員の予定はありません。③臨時雇用は現在2名です。増員の予定はありません。④申請者本人および常時従事している2人の所在地と借り受ける土地との距離は、徒歩で1分です。6 周辺地域との関係です。周辺は宅地化されており、周辺の農地への農業上の利用による影響はありません。また農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。7 地域との役割分担の状況です。農地を適正に管理するとともに、地域農業者、東京あおば農業協同組合の活動に参加するなど、良好な都市農地の保全に取り組むとのこと。20ページをお願いします。8 その法人の業務を遂行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人が行う耕作の事業への従事状況及び従事計画です。23ページおよび24ページは農地賃貸借契約書です。年間の賃借料は100,000円です。25ページおよび26ページは賃借地における営農計画ですのでお目通しください。14ページにお戻りください。事務局からは以上です。

西貝孝之会長

それでは、木村隆昭委員をお願いします。

木村隆昭委員 4月16日、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
現在は、ミカン、ビワ、オリーブなど約10種類の果実が栽培されて  
いました。3年前に作付けしたものであるとのこと。  
現在の労働力は5人とのこと。  
販売については、ミカンが少し収穫できたため、もぎ取りをしたと  
のことです。借り主は今後、もぎ取り果樹園を開設したいと考えて  
いるとのこと。  
農機具はトラクター、粉砕機です。  
所有者は現在、約150日前後、農作業に従事しているとのこと。  
以前は野菜農家でしたが、3年前から果樹園をやっております。  
境界についても確認しました。よろしく申し上げます。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願い  
します。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。  
令和3年4月2日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別  
措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当するこ  
とを確認したので証明する。

**【相続人、被相続人の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、加藤和雄委員は本日欠席のため、事務局から報告をお願いいたします。

事 務 局 4月19日に、加藤和雄委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。

畑の北側にハウスが3棟あり、トマトの養液栽培をされていました。南側にはブドウが6列ほど陳列されており、際の部分にはブルーベリーが11本植えられていました。

トマトについては、全て自宅前の直売所で販売しており、ブドウについては、ワインを製造する企業へ提供しているとのことでした。

境界も確認しました。加藤和雄委員からも問題ないのではとのことでした。

なお、東側の道路に接する部分に、相続税の納税猶予の適用を受けない畑がありますが、直売場が設置されているため、今回適格者の証明の部分からは外しています。

よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。議案第4号および第5号は一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号および第5号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。



議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。  
令和3年4月2日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

**【相続人、被相続人などについて説明】**

続いて、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。

令和3年4月2日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

**【相続人、被相続人などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧島規秀委員 4月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
畑の西側には、トウモロコシ、ブロッコリー、キャベツが作付けされており、また以前にブドウ農園をしていたため、ブドウも植わっていました。東側にはキュウリ、ナスが作付けされており、南側にはサツマイモをこれから作付けするとのことでした。  
主に自家消費ですが、注文があれば、販売もしているとのことでした。  
境界についても確認しました。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに34ページです。議案第6号および第7号は一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第6号および第7号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。

議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年4月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などの説明】**

続いて、議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年4月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長

それでは、本橋朋和委員をお願いします。

本橋朋和委員

4月14日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

畑の南側に不動尊が立っており、農地が複雑な形になっています。畑の中央には、育苗用のハウスが1棟建っており、その周りにはフキ、ブロッコリー、アスパラガス等の野菜が少量多品目で栽培されていました。畑の際の部分には、チューリップ等の切花が数種栽培されていました。野菜と切花は庭先で販売しているとのこと。境界も全て確認しました。畑の通路には防草シートが敷いてあり、しっかり管理されていました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに38ページです。議案第8号および第9号は一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号および第9号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。

議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年4月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

続いて、議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年4月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、井口哲哉委員をお願いします。

井口哲哉委員 4月14日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

まず、議案第8号の畑について、カキが3本、ミカンが10本、キンカンが5、6本、キウイが5本、ユズの苗木が植えられており、また枝豆が作付けされていました。草等も綺麗にされていました。境界についても確認しました。作物は、自宅脇の庭先で販売しています。

議案第9号の畑については、キウイとカキが6本、切花が栽培され、

野菜ではブロッコリー、カリフラワー、ジャガイモなどが作付けされていました。東側に角ばった部分の境界はありませんでしたが、道路側の境界は確認できました。こちらの作物も自宅の庭先で販売しています。草等もなく綺麗でした。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに42ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年4月19日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、加藤和雄委員は本日欠席のため、事務局から報告をお願ひします。

事 務 局 4月19日に、加藤和雄委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。

(1)(3)(5)の畑は、大部分が耕運されている状態でした。一部分でサトイモ、キャベツ等が作付けされていました。(2)(4)(6)の畑についても、大部分が耕運されており、一部でキャベツ、ジャガ

イモ等が作付けされていまして。今後、夏野菜等を順次作付けしていくとのことです。

2つの畑の間には、幅2mほどの農道が通っています。

境界についても確認しています。採れた野菜はすべて、自宅前での直売とのことです。加藤和雄委員からも問題ないのではとのことです。よろしくお願ひします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願ひします。

半田保之委員 この農道は、公道と私道のどちらですか。

事務局 私道です。

半田保之委員 私道であれば、農作業用の通路として農地に加えられると思います。

事務局 この農道を含め農地一帯は生産緑地となっていますが、納税猶予の段階で農道の部分を外したようです。今後、申請者にはそのようなご案内をいたします。

西貝孝之会長 ほかに何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに44ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年4月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相原和彦委員 4月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
畑にはサツマイモが作付けされており、例年、幼稚園と小学校の児童向けにサツマイモの掘り取りを行っているとのことでした。  
畑の周りには、ミカン、ユズ、カボスが植わっており、掘り取りに来た人に配っているとのことでした。  
畑は自宅に隣接していますが、杭が立っており、境界は確認できました。現在は耕運している状態で、綺麗になっていました。  
今年はコロナの関係で、掘り取りは幼稚園のみにするとのことでした。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに46ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

っている旨の証明について」です。令和3年4月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾崎賀一委員 4月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(3)の畑は、耕運して綺麗に整地してあり、後日ナスを植え付けたり、インゲンの種を蒔いたりするとのことでした。畑の端には、ウメが5本、ユズが4本、ナツミカンが3本植わっていました。また畑の一部で、枝豆の苗を作っており、(4)(5)の畑に植え付けるとのことでした。

(4)(5)の畑も綺麗に整地されており、今後サトイモ、エダマメ、トウモロコシを作付けするとのことでした。夏には、ニンジンを作付けする予定とのことでした。畑の4分の1で、冬から春にかけてホウレンソウやコマツナを中心とした葉物野菜を作付けしていくとのことでした。一部マルチビニールが敷いてあり、これから片付けていくとのことでした。

調査後に、エダマメやサトイモの作付けが始まっているのを確認しました。境界はすべて確認しました。販売は、JA直売所とのことでした。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに48ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年4月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、尾崎賀一委員をお願いします。

尾崎賀一委員 4月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。畑では、季節の露地野菜を中心に作付けしています。インゲン、ラディッシュ、コマツナなどが作付けされていました。また、これからサツマイモ、ナス、オクラを作付けするとのことで、綺麗に整地されていました。クリやカキなどの果樹も植わっていました。東側の角には、パイプハウスの農具庫があり、中には管理機や耕運機が入っており、農業用に使っています。境界についても確認しました。販売は、自宅前の直売とJA直売所のほか、飲食店にも卸しているとのことです。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに50ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願いします。



事務局 議案第14号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年4月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、田中大代委員お願いします。

田中大代委員 4月26日に、事務所2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(3)の畑については、キャベツや自家消費用と思われるサトイモが作付けしてありました。キャベツについては、市場に出荷しているとのことです。

(4)から(6)の畑については、リーフレタスやサニーレタス、ジャガイモなどが作付けされていきました。こちらは、JA直売所と学校給食に出荷しているとのことです。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに54ページです。議案第15号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第15号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行って

る旨の証明について」です。令和3年4月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。相続人は、納税猶予適用農地の一部で「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による認定農園用地貸付けを行っています。農園用地貸付けを行っている場合には、「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明」が必要ですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明と合わせて証明するものです。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、増田義二委員お願いします。

増田義二委員 4月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。ここは向山四丁目区民農園として76区画に区分けされ、区民に貸し出されています。境界も確認しました。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに56ページです。議案第16号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第16号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和3年4月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明す

る。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾崎賀一委員 4月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
スナップエンドウ、トマト、ナスなどの季節の野菜が細かく綺麗に  
作付けされていました。境界についても確認しました。  
住宅地の中の農地ということで、土埃などが飛ばないように気を使  
いながら、綺麗に管理されていました。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに58ページです。議案第17号について、事務局から説明をお願い  
します。

事務局 議案第17号「生産緑地地区指定申請地の農地等の認定について」で  
す。生産緑地地区指定申請のあった土地が生産緑地法第2条第1号  
に規定する農地等に該当するかについて、同法施行規則第1条の規  
定に基づき練馬区長から協議があった。調査の結果、耕作の目的に  
供される土地として農地に該当すると認められるため、下記のとおり  
認定する。記書きです。1 追加指定地区は11か所です。(1) 農  
地等の所在は記載のとおりです。今回、追加指定地区の事実確認調

査は農業委員会事務局で行っておりますので、位置の説明と併せてご報告します。

農地の所在、面積については議案資料の58ページの表を、位置については「東京都市計画生産緑地計画図（練馬区決定）」をご覧ください。地区番号順にご説明いたします。事実確認調査は、区都市計画部門の職員と事務局で記載の調査年月日のおり複数回に分けて行いました。

別添資料の1ページをお願いします。桜台五丁目です。既存の地区に85.73㎡を追加指定するものです。申請地は従前から宅地化農地として管理されており、ユズが植えてありました。境界も確認しております。

別添資料の2ページをお願いします。高松一丁目です。既存の地区に585.42㎡を追加指定するものです。申請地は従前から宅地化農地および農機具庫として管理されており、既に柑橘類が数本植えられていました。また、露地でハウレンソウが作付けされてきました。空いたスペースは観光農園の休憩スペースとして活用する予定とのことです。境界も確認しております。

別添資料の3ページをお願いします。谷原六丁目です。既存の地区に863㎡を追加指定するものです。申請地は従前から宅地化農地として管理されており、全面ブドウが植えてありました。境界も確認しております。

別添資料の4ページをお願いします。西大泉四丁目です。既存の地区に246.44㎡を追加指定するものです。駐車場だった部分を農地化したもので、既にアスファルトを壊し、ミカンが植えてありました。境界も確認しております。

別添資料の5ページをお願いします。南大泉三丁目です。既存の地区に1,107㎡を追加指定するものです。こちらの申請地は全てが区民農園となっており、42区画あります。境界も確認しております。

別添資料の7ページをお願いします。西側2か所のうち、南側部分になります。大泉学園町五丁目です。既存の地区に217.93㎡を追加指定するものです。申請地は、従前から農具庫・農機具倉庫として管理されていた部分です。境界も確認しております。

別添資料の9ページをお願いします。東側になります。上石神井二丁目です。既存の地区に227㎡を追加指定するものです。申請地は従前から宅地化農地として管理されており、植木がありましたが、現在全て伐根され、畝ってありました。今後、露地野菜を作付けする予定とのことです。境界も確認しております。

別添資料の7ページをお願いします。西側2か所のうち、北側部分になります。大泉学園町五丁目です。既存の地区に896.90㎡を追加指定するものです。母屋を解体し、宅地を農地化したものです。カキのジョイント栽培をするため、既に単管パイプが組み立てられました。カキの苗木も既に発注済みとのことです。境界も確認しております。

別添資料の10ページをお願いします。南大泉五丁目です。既存の地区に70.26㎡を追加指定するものです。申請地は従前から宅地化農地として管理されており、露地野菜が作付けされておりました。境界も確認しております。

別添資料の8ページをお願いします。土支田四丁目です。既存の地区に636.85㎡を追加指定するものです。空き家を解体し、宅地を農地化したものです。既に露地で、ノラボウナ、ハウレンソウ、カブ等が作付けされておりました。境界も確認しております。

別添資料の9ページをお願いします。西側になります。上石神井二丁目です。既存の地区に547.10㎡を追加指定するものです。申請地は従前から宅地化農地として管理されており、タマネギ、ニンニク等が露地で栽培されておりました。境界も確認しております。

引き続き説明いたします。59ページをお願いします。2 新規指定

地区は4か所です。(1) 農地等の所在は記載のとおりです。位置については別添資料を後ほどご覧願います。(2) 事実確認調査は各農業委員が行っております。3 追加および新規指定の地積合計は、10,194.21 m<sup>2</sup>です。事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、事実確認調査にあたられました委員から、議案の記載順に報告をお願いします。ア地区を、田中大代委員をお願いします。

田中大代委員 3月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。ジャガイモや夏野菜を植え付けるとのことで、綺麗に整地してありました。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 続いて、イ地区を、本日、加藤和雄委員欠席のため事務局からお願いします。

事務局 3月25日に、加藤和雄委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。別添資料の6ページをお願いします。大泉町3丁目です。申請地は従前から宅地化農地として管理されており、調査時には露地でコマツナ、タマネギ、ハクサイ等が作付けされていました。境界についても確認しました。続けて、別添資料7ページをお願いします。東側3ヶ所になります。大泉学園町4丁目です。申請地は従前から宅地化農地として管理されており、調査時には、北側部分は綺麗に耕運されていました。今後、露地野菜を作付けするとのことです。南側分のうち、西側はすでに露地野菜と切花が作付けされており、タケノコ用のタケも植えてありました。東側は綺麗に耕運されており、今後、露地野菜を作付けするとのことです。

境界についても確認しました。加藤和雄委員からも問題ないのではとのことです。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 新規指定予定地区についてご報告をいただきました。生産緑地地区指定申請地につきまして、質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに60ページです。

報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は3件です。

**【物件地番・地積、申請者などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくをお願いします。

つぎに66ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市

街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について」です。  
令和3年4月に届出のあった農地の転用について報告するもので  
す。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事 務 局 特にありません。

西 貝 孝 之 会 長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第10回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人